

令和5年5月2日

教職員各位

教務部長 山川 満夫

5月8日以降の授業における出欠等の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)を改正することが国から示されました。このことを踏まえ、令和5年5月8日以降における授業の出欠等の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、各部署の教職員に周知のうえ対応願います。

1. 登校停止の取扱いについて

登校停止の対象となる学生及び授業等の取扱いは以下のとおりとする。

登校停止となる学生	登校停止が不要となる学生
○新型コロナウイルス感染症に感染した学生	○濃厚接触者 ○風邪の症状がある学生 ○海外から日本に帰国(入国)した学生
<授業等の取扱い> ○学生が報告フォームで大学に報告する(各授業担当者に情報共有される) ○新型コロナウイルス感染症にかかった場合における登校停止の期間は、発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ○登校停止期間中の授業は「欠席扱い」としない ○必要に応じて診断書・領収書・各種証明書等の提出を求めることができる ○登校停止期間中の授業の代替措置として授業担当教員の判断により実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない	<授業等の取扱い> ○大学への報告は不要